

震災復興基金活用の概要

港区地域防災計画（平成28年修正）で想定されている被害状況

想定する地震 東京湾北部地震M7.3 冬の夕方18時 (風速) 8m/s (平成24年4月都公表)	・死者 200人 ・負傷者 9,127人 ・避難者 51,313人 ・帰宅困難者 約105万人 ・停電率23.4% 断水率44.5% ・ガス供給停止率77.5~100%	・全壊家屋 木造：1,538棟 非木造：596棟 ・半壊家屋 木造：2,685棟 非木造：1,703棟 ・火災 276棟 ・住宅再建に長期間を要する世帯345世帯	・全壊被害の事業所 1,213事業所 ・大規模半壊、半壊の事業所 3,574事業所 ・事業継続のために支援が必要な事業所8,983事業所	・がれき発生量 108万t ・橋りょう2本損壊 ・道路241,893㎡が損壊 ・区内社会福祉施設 全壊9施設 半壊26施設 ・全区有施設の建物総面積 2.7%が損壊
--	---	--	--	--

支援内容		実施時期と財政負担(想定額)				国等の財政措置・支援の有無	
		応急～復興前期 (発災～3年)	復興中期 (4年～9年)	復興後期 (10年～18年)	計		
I 災害 応急 対策	○災害関連情報の広報(区) ○被災者の救出(警察・消防・区民) ○消防活動(消防) ○避難所の開設・運営(区・地域防災協議会) ○帰宅困難者の支援(区・滞留者対策協議会) ○医療救護活動(区・消防・医療機関) ○飲料水・食料・生活必需品の供給(区) ○道路等の障害物除去・ごみ及びし尿処理(区) ○遺体の捜索・火葬(区・警察等) ○住家被害調査・罹災証明書発行(区) ○ボランティア受入(区・社会福祉協議会) ○仮設住宅の整備(区)	182億円	19億	—	201億	○	
II 区民 生活 の 再 建	①損壊した住宅の解体・撤去	・廃棄処理及び清掃に関する法律に基づき、半壊以上の被害の家屋について、所有者からの申請に基づき区が解体、撤去を行う(半壊が法令に基づく支援の対象とならない場合は区独自に実施)。 ・緊急の必要性から、所有者自ら解体撤去を行った場合、一定額以内で費用の全額償還を区が行う。	92億円	—	—	92億円	○
	②損壊した住宅の応急修理費用の助成	災害救助法に基づき、災害により半壊、一部損壊の被害を受けた家屋について、居住し続けるため修理が必要な場合に修理費用の支援を行う。 1世帯あたり、59万5千円以内(一部損壊30万円以内)	50億円	—	—	50億円	○
	③災害弔慰金・災害障害見舞金の支給	災害弔慰金等の支給に関する法律に基づき、以下のとおり弔慰金・見舞金を支給する。 ①災害弔慰金 災害により死亡した者の遺族に対して災害弔慰金(最大500万円)を支給する。 ②災害障害見舞金 災害により障害を受けた者に対して見舞金(最大250万円)を支給する。 ※法令に基づく弔慰金等が支給されない場合は、区独自に支給	25億円	—	—	25億円	○
	④災害援護資金の貸付	災害弔慰金等の支給に関する法律に基づき、災害により家屋等の被害を受けた世帯に対し、その世帯の前年の年間所得に応じて、生活再建のための資金(最大350万円)の貸付を行う。	52億円	—	—	52億円	○
	⑤被災者生活再建特別支援金の支給	①被災者生活再建特別支援金の支給 被災者生活再建支援制度を補完する独自支援として、住宅が一部損壊以上の被害を受けた者に対し、被害程度に応じて特別支援金を支給する。 ②法令に基づく被災者生活再建支援金が支給されない災害において、被災者生活再建支援金に相当する額を①の特別支援金に加算して支給する。 【備考】被災者生活再建支援制度(被災者生活再建支援金の支給) 被災者生活再建支援法に基づき、住宅が全壊または大規模半壊の被害を受けた者に対し、被害程度に応じた基礎支援金(最大100万円)と住宅の再建方法に応じた加算支援金(最大200万円)を支給する。 ※法令に基づき設置される被災者生活再建支援法人が支給するため、区の費用負担なし	152億円	—	—	152億円	—
	⑥災害公営住宅の供給	公営住宅法に基づき、災害により、自宅に住めない被災者に対して、民間賃貸マンション等の借り上げなどにより迅速に公営住宅の供給を行う。	12億円	38億円	13億円	63億円	○
	⑦その他必要な支援	災害の状況等に応じて適宜、必要な支援を実施する。	—	—	—	—	—
III 産 業 の 復 旧 復 興	①損壊した小規模企業等の店舗・事務所等の解体・撤去	・半壊以上の被害を受けた小規模企業等の店舗・事務所等について、所有者からの申請に基づき区が解体、撤去を行う。 ・緊急の必要性から、所有者自ら解体撤去を行った場合、一定額以内で費用の全額償還を区が行う。	20億円	—	—	20億円	—
	②低利融資のあっせん・信用保証料補助	災害の影響を受けた中小企業を対象に融資をあっせんし、利子の一部または全部と信用保証料を補助する。	112億円	28億円	10億円	150億円	—
	③小規模企業等再建支援金の支給	店舗・事務所等が半壊以上の被害を受けた小規模企業等(事業継続の意思がある場合に限り)に対し、事業継続を支援するための小規模企業等経営再建支援金を支給する。	16億円	3億円	—	19億円	—
	④仮設商店街の設置	被災した商店街が早期の営業再開ができるよう、商店街の復旧終了まで、区内の駐車場等を区が借り上げ、仮設商店街を設置する。	5億円	—	—	5億円	—
	⑤その他必要な支援	災害の状況等に応じて適宜、必要な支援を実施する。	—	—	—	—	—
IV ま ち の 復 旧 復 興	①がれき・災害廃棄物の処理	廃棄処理及び清掃に関する法律に基づき、震災により発生したがれき等の処理を区が行う。	225億円	75億円	13億円	313億円	○
	②道路・橋りょう等の土木施設の復旧	①区が管理する道路、橋りょう、公園等を速やかに復旧する。 ②私道が損壊した場合、港区私道整備に関する条例に基づき、復旧を全額区の負担により行う。	48億円	12億円	—	60億円	○
	③区有施設の復旧	損壊した区有施設(図書館、生涯学習センター、いきいきプラザ、庁舎等、社会福祉施設)を速やかに復旧する。	36億円	9億円	—	45億円	○
	④区立小中学校の復旧	倒壊もしくは損傷を受けた区立の小中学校を速やかに復旧する。	37億円	4億円	—	41億円	○
	⑤社会福祉施設の復旧	社会福祉法人等が設置した福祉施設が損壊した場合に、国庫補助に加え区が独自の補助を行い、事業者の負担を軽減し、早期の復旧を支援する。	3億円	—	—	3億円	—
	⑥震災により街区全体が大きな被害を受けた地域の面的な市街地整備	震災により、大きな被害を受けた街区の復興のために行う市街地再開事業について、再開発組合等に対して事業費(調査設計計画費、土地整備費、共同施設整備費、防災性能強化費等)の一部を補助する。	9億円	150億円	255億円	414億円	○
	⑦その他必要な支援	災害の状況等に応じて適宜、必要な支援を実施する。	—	—	—	—	—
		合計	1,076億円	338億円	291億円	1,705億円	
		国等の財政措置・支援	412億円	221億円	215億円	848億円	
		実質区負担分	664億円	117億円	76億円	857億円	